

1. 会合名	証券受渡・決済制度改革懇談会（第 42 回）（書面）
2. 日 時	平成 31 年 2 月 27 日（水）
3. 議 案	（審議事項） ○ 国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮化（T＋2 化）について
4. 主な内容	株式等の決済期間の短縮化に関する検討WG（以下、「T＋2WG」という。）では、2016 年 6 月に株式等の決済期間の短縮化（T＋2 化）に係る課題への対応方針及び株式等に係る T＋2 化の実施目標時期等について取りまとめ、「最終報告書」を公表した。 この最終報告書において、国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮化（以下「国債リテール・一般債取引の T＋2 化」という。）が提言されたことを踏まえ、その実施時期等について、日本証券業協会の公社債の店頭取引等に関するWG（以下、「公社債店頭WG」という。）において継続的に検討を行っていたが、2019 年 1 月 18 日の公社債店頭WG及び 1 月 29 日の T＋2WGにおいて、国債リテール・一般債取引の T＋2 化の実施予定日を 2020 年 7 月 13 日とすること及びその対象範囲等について了承されたので、その内容について本懇談会において審議を行った結果、原案どおり了承された。 以 上